

# 改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間：2022年1月1日～2022年12月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

本社 福島県大沼郡会津美里町字宮里21 野尻金属高田事業所内

派遣労働者の数	8人(2023年6月1日付け派遣労働者数)
派遣先の数	6社(2022年度派遣先事業所数 実数)
労働者派遣に関する料金額	19,671円(2022年度労働者派遣に関する料金額の平均額)
派遣労働者の賃金額	14,276円(2022年度派遣労働者の賃金額の平均額)
マージン率	27%(2022年度マージン率の平均)
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、パソコン基礎訓練、特に日本語研修に力をいれています。その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金で各種講座を受講できます。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます(雇用条件によっては加入できない場合があります)。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。

労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締 結の有無	有
上記労使協定の有効期 間	2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象と なる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティング の相談窓口連絡先	当事業所 090-4887-4867